

多治見市告示第251号

是正請求事案(公文書部分公開決定(平成25年4月8日 多総第24号))に対する異議申立て事案)答申の公表について

多治見市是正請求手続条例(平成21年条例第42号)第37条及び多治見市是正請求手続条例施行規則(平成22年規則第28号)第22条の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

平成25年10月22日

多治見市長 古川 雅典

1 諮問事案

公文書部分公開決定(平成25年4月8日 多総第24号))に対する異議申立て(総務課)

2 答 申 日 平成25年10月15日

3 審査会の結論

平成25年4月8日付け多総第24号にて通知した公文書部分公開決定(以下「部分公開決定」という。)については、多治見駅北土地区画整理事業施行地区内の特定市有地購入申込書(以下「購入申込書」という。)のうち購入した特定市有地(多治見駅北土地区画整理事業施行地区内の市有地のうち、公益的施設の用に供する土地以外の土地をいう。)を現に事業の用に供している者に係る「街区番号：26 画地番号：5及び6(平成19年9月4日受付)」、「街区番号：1 画地番号：6(平成20年11月28日受付)」、「街区番号：13 画地番号：1(平成21年8月6日受付)」、「街区番号：13 画地番号：1(平成21年10月14日受付)」、「街区番号：3 画地番号：1(平成22年2月2日受付)」、「街区番号：18 画地番号：2(平成24年1月23日受付)」の購入申込書(以下「本件購入申込書」という。)の住所、氏名及び購入希望理由について非公開とした部分公開決定の一部を取消し、公開すべきものとする。

4 是正請求の趣旨及び理由

購入申込書についての公文書公開請求について、申込者が事業を営む個人であるにも関わらず、購入申込書に記載してある氏名が個人名というだけで、購入希望理由を非公開としたのは誤りであるため、公開するよう申立てる。

5 審査会の判断

本審査会は、以下の点について検討し、判断した。

平成25年3月25日付け公文書公開請求に対し、行為庁(総務課)は、申込者の氏名が法人の場合は、印影を非公開とし、申込者の氏名が個人の場合は、住所、氏名、電話番号、印影、購入希望理由を非公開とした。

行為庁は、非公開の理由を、法人の場合は、多治見市情報公開条例(平成9年条例第22号。以下「条例」という。)第6条第2項第2号に規定する「公開することにより、(中略)競争上の地位その他正当な利益が明らかに損なわれると認められるもの」とし、個人の場合は、条例第6条第2項第1号に規定する「特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの」としている。

行為庁は、個人名のみ記載されている購入申込書では、購入申込者が事業を営む個人であるか否かを確実に確認することができなかったため、条例第6条第2項第1号に規定する「事業を営む個人の当該事業に関する情報」には該当しないものとして取扱った。

また、法務局等において、容易に土地所有者の住所及び氏名を特定できること、購入希望理由は、その土地を購入後、どのように利用するかという個人的な思いであることにより、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの」であると判断した。

しかし、行為庁が個人に該当するとして部分公開とした購入申込書のうち、本件購入申込書については、購入者が当該土地を事業の用に供していることが現認されており、当該申込者は事業を営む個人であることは間違いがなく、購入申込書に記載された購入希望理由は、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの」には該当しないので、行為庁は条例の適用条文を誤っていると判断される。

また、本件購入申込書に係る購入者が当該土地において事業を営んでいることは周知の事実であり、「公開することにより、競争上の地位その他正当な利益が明らかに損なわれると認められるもの」には該当しない。

以上のことから、本審査会は、本件購入申込書に係る購入者は事業を営む個人に該当するものであり、当該購入申込書の住所、氏名及び購入希望理由を公開したとしても、競争上の地位その他正当な利益が明らかに損なわれるとは認められないため、本件購入申込書の住所、氏名及び購入希望理由について非公開とした部分公開決定の一部を取消し、公開すべきものと判断した。